

令和2（2020）年度 第2回枚方市NPO活動応援基金支援審査会

次 第

日時：令和3（2021）年1月21日（木）午後7時～

会場：WEB会議システムを利用したオンライン開催

（枚方市役所別館4階 第4委員会室）

1. 開 会

2. 案 件

（1）事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について

（2）その他

3. 閉 会

枚方市NPO活動応援基金 補助可能額(令和2年12月31日現在)

(1) 寄附金額(令和2年1月から12月まで)

1,705,160 円

	希望先	件数	金額
①一般寄附		42	983,160
②活動分野希望寄附	保健・医療・福祉	1	30,000
③団体希望寄附	つばさの会大阪	20	692,000
合 計		63	1,705,160

(2) 基金残高(前年からの繰越分及び清算による返金分を含む)

698,061 円

寄附の種類別		金額
一般寄附		356,456
団体希望寄附(合計)		341,605
内訳	つばさの会大阪	341,605
合 計		698,061

(3) 補助可能額 (1)+(2)

2,403,000 円

寄附種別	希望先	金額
①一般寄附		1,339,616
②活動分野希望寄附	保健・医療・福祉	30,000
③団体希望寄附	つばさの会大阪	1,033,605
合 計		2,403,221
補助可能額		2,403,000

枚方市NPO活動応援基金補助事業募集要項（案）

申請受付期間 令和3（2021）年2月1日（月）～ 26日（金）17時30分必着

枚方市NPO活動応援基金は、社会貢献をめざす市民・法人の皆さんからの寄附金を活用するために創設したもので、公益的な事業を展開するNPO法人の活動を支援します。

枚方市補助金等交付規則及び枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付要綱等に基づき、令和3（2021）年度の補助事業を次のとおり募集します。

登録団体から応募（交付申請）のあった事業は、枚方市NPO活動応援基金支援審査会（以下「審査会」という。）において、寄附者の意向を尊重しながら、審査基準等に基づいて審査を行い、補助金交付の適否及び交付額等を決定します。応募される団体は、必ずこの募集要項をご確認のうえ、申請手続きをしてください。

1 対象団体（応募資格）

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱に基づき、あらかじめ支援対象団体として登録されたNPO法人。

2 補助対象事業

枚方市内を中心に行う特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動に係る事業で、次の要件をすべて満たす事業が補助対象事業となります。

- ① 主たる効果が枚方市内で生じる公益的な事業、または、主に枚方市民を対象とした事業であること。
- ② 補助金の交付を受けようとする年度内に実施及び完了する事業であること。
- ③ 特定の個人または団体の利益となる事業でないこと。
- ④ 営利活動、政治活動、選挙活動または宗教活動を目的とした事業でないこと。
- ⑤ 枚方市及びその関係機関から他の補助等を受けている、または、受けることが決定している事業でないこと。
- ⑥ 介護保険等の公的制度による給付の対象となる事業でないこと。
- ⑦ 登録団体内の親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと。

3 補助対象経費

補助金の交付の対象となる補助対象経費は、補助対象事業に要する人件費、印刷製本費、会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、備品購入費（注1）、負担金、賃借料等です。団体の運営に係る経常的な経費（注2）及び団体の構成員の会合に係る経費、補助対象と認められた事業実施期間外の支出経費、食糧費については、対象となりません。

注1…備品購入費については、あらかじめ上限額を設けませんが、事業審査において妥当性を審査します。

注2…団体の運営に係る経常的な経費とは、(家賃、修繕料、光熱水費、インターネット接続料、電話回線使用料、団体内部で使用する備品・文具類・書籍の購入等)及び法人の経常的な運営に係る人件費(法人職員の給与、法人運営における事務担当者の人件費等)を指します。ただし、対象事業実施に係る人件費については対象とします。その場合は、対象事業に係ることを証する書類の提出を必須とします。

4 補助内容

寄附積立額の範囲内で事業費を補助し、補助金の交付申請ができるのは1団体1事業とします。なお、補助金交付額については、次のとおりとします。(詳細な具体例のイメージは、別添資料をご参考下さい。)

- ① 「一般寄附及び活動分野希望寄附からの補助金」の交付額は、補助対象経費の1/2以内とし、その上限を30万円とします。
- ② 「団体希望寄附からの補助金」の交付額は、補助対象経費に対する補助割合を設けず、対象団体への寄附額を上限とします。
- ③ 「団体希望寄附からの補助金」が30万円に満たない場合は、3種類の寄附からの交付額の合計が30万円に達するまで申請することができます。
その際の「一般寄附及び活動分野希望寄附からの補助金」の交付額は、補助対象経費から「団体希望寄附からの補助金」の交付額を除いた1/2以内とします。

※寄附積立額の状況や事業の内容等を勘案して、審査会における審査の結果、申請額より減額される可能性があります。

【参考】寄附積立額（令和2（2020）年12月31日現在）

「一般寄附」・・・・・・・・・・1,339,616円
「活動分野希望寄附」・・・・・・・・・・30,000円
「団体希望寄附」・・・・・・・・・・1,033,605円

- ・「団体希望寄附」対象団体については、別途個別に連絡します。
- ・「団体希望寄附」の残額については、翌年度のみ同一の団体への団体希望寄附として繰り越し、翌年度においても残額が生じた場合、翌々年度に一般寄附へ繰り越すものとします。
- ・「活動分野希望寄附」については、令和2年度（2020年度）から新たな寄附受けを廃止しています。

5 応募方法

所定の申請書等にご記入いただき、枚方市市民活動課へご提出ください。

①提出書類

- ・補助金交付申請書・・・様式第3号
- ・事業計画書（当該事業に係るもの）・・・様式第4号
- ・収支予算書（当該事業に係るもの）・・・様式第5号
- ・前事業年度の事業報告書
- ・前事業年度の活動計算書（決算）
- ・前事業年度の貸借対照表
- ・前事業年度の財産目録
- ・定款（最新のもの）
- ・その他参考となる資料

その他参考になる資料については、任意提出とします。提出を希望される場合は、3月5日（金）までに資料20部を市民活動課へ提出してください。なお、A3サイズまでの大きさで、片面のみ1枚までとします。（カラー可）

※提出された書類は返却できませんので、ご了承ください。

②受付期間

令和3（2021）年2月1日（月）～26日（金）17時30分必着

③提出先

市民活動課

6 対象事業の選考審査について

申請のあった補助事業についての補助金交付の適否及び交付額等の審査は、審査会が行います。審査会は、寄附者の意向を尊重しながら、申請者から提出された事業計画書及び収支予算書、申請者による説明・意見（プレゼンテーション）等に基づいて、調査審議し、審査委員の合議によりその適否及び妥当性を審査し、その審査結果に基づき、補助金交付の適否、補助金の交付額、補助金の交付条件等を市に報告します。市は、この報告を受け、補助内容を決定します。審査は、次の方法で行います。

プレゼンテーション

申請者（登録団体）が、自ら企画立案した事業について、プレゼンテーションを行う。時間は5分以内。



質 疑

審査委員が、申請者に対し質疑を行う。10分程度。

※審査当日には、申請団体の代表者または担当者が必ず出席してください。出席できない場合は、選考審査の対象外となります。

※プレゼンテーションで、パワーポイント等を用いた説明を行う場合は、事前にパワーポイントのバージョンを市民活動課にお伝えいただいたうえで、**3月5日（金）**までにデータを送付してください。バージョンによっては、使用できない場合がございますので、ご了承ください。

◆審査基準について

I. 公益性、II. 計画性、III. 自立性、IV. 発展性、V. 情報発信性の5項目における13の具体的項目について、それぞれの配点を3点とし、その範囲内で採点し、合計点により審査します。

採点の上位の団体から補助対象とし、その補助対象の補助金累計額が寄附積立額を超えない範囲で補助するものとします。

審査基準	概要	具体的項目
I. 公益性	事業の成果が、多くの市民に幅広く還元される公益性があるか。	① 特定の市民や団体の利益につながるものではなく、多くの市民の利益につながるか。
		② 多くの市民が参加又は賛同できる事業内容か。
		③ 現在の社会的課題又は社会に潜む課題に取り組むものか。
II. 計画性	事業や資金計画などに無理が無く、自主的、自立的に事業を遂行する能力があるか。	④ 事業内容は事業目的に合致しているか。
		⑤ 実施スケジュールと体制は整っているか。
		⑥ 収支予算の内容は適切か。
III. 自立性	当該補助金の活用により、法人や事業の自立につながるか。	⑦ 当該補助金以外に、財源の確保に取り組もうとしているか。
		⑧ 事業の担い手や賛同者を増やす取り組みを行っているか。
		⑨ 団体の財政状況が健全で、事業内容と団体のめざすべき方向性が整合しているか。
IV. 発展性	当該補助金の活用により、事業が発展し、市民活動の発展につながるか。	⑩ 新たな取り組み又は既存事業の発展に取り組んでいるか。
		⑪ より多くの市民等を巻き込み、地域社会全体の取り組みとして発展する可能性があるか。
		⑫ 同じ分野あるいは同じ地域で活動する、他の団体や市民・行政等と、目的の共有や連携・協力した活動を行おうとしているか。
V. 情報発信性	法人や事業に関する情報を積極的に発信しているか。	⑬ 事業に関わる情報を積極的に発信しているか。

7 補助に関する手続き等の流れ

補助事業の募集 <令和3（2021）年2月1日（月）～26日（金）17時30分>

市所定の様式で補助金の交付申請を行ってください。



申請のあった事業の審査 <令和3年（2021年）3月24日（水）>

審査会が書類及びプレゼンテーションにより審査します。



補助事業・補助額等の決定 <令和3（2021）年5月上旬予定>

補助金交付決定に関する通知をお送りします。（交付申請額と交付決定額が異なる場合は、事業計画書、予算書の再提出を求める場合があります。）



中間報告の受付 <令和3（2021）年9月> 及び

事業実績報告の受付 <令和4年（2022年）3月>

事業の完了時には事業実績報告をしてください。その内容を審査し、補助金を確定します。

※補助対象額の実績額が、申請時よりも下がった場合には、実績報告により報告された補助対象額により、補助金が確定します。概算払いにより補助金が交付されている場合には、補助金の返納を求める場合がありますので、ご注意下さい。



事業実施報告会の開催 <令和4（2022）年6月頃>

事業実施報告会（団体登録説明会と同時開催予定）において、市民や寄附者及び他のNPO法人を対象にして事業報告をしていただきます。

8 補助金の交付決定のあった事業の実施について

- ①交付決定通知を受け取った団体は、事業の着手届けを提出し、事業計画に基づいて事業を実施してください。
- ②補助金は補助事業が終了した後の支払い（完了払い）を基本とします。事業運営に必要な場合に限り概算払いも可能です。その場合は、別途ご相談下さい。概算払いを選択した場合、事業実施後に精算が発生することがあります。
- ③事業実施期間中には事業の進捗状況を確認する場合があります、中間報告を求めます。
- ④事業終了後は、事業の完了日から 30 日まで、または、事業実施年度の 3 月末日までに事業実績報告書及び交付請求書を提出して下さい。その内容を審査し、補助金を確定・交付します。
- ⑤事業の中間報告、事業実績報告の内容については、それぞれ事業の進捗や実施による効果等を寄附者等に発表し、また、補助事業の P R については、団体独自の媒体（ホームページ、機関紙等）を活用して積極的に広く発信してください。
- ⑥補助金交付規則及び要綱や補助金交付決定の内容、これに付した条件に違反した場合、不適切な経費支出等が認められる場合、または、事業内容の大幅な変更や中止せざるを得ない状況があった場合等においては、補助金の全額またはその一部を返還していただくことがあります。
事業内容の大幅な変更や中止せざるを得ない状況があった場合は、速やかに市民活動課へ届け出てください。
※詳しくは補助金交付決定団体に通知します。

■申請書類の提出・問合せ先

枚方市 市長公室 市民活動課

〒573-8666 枚方市大垣内町 2-1-20（別館 3 階）

TEL (072) 841-1273 FAX (072) 841-5133 E-mail : skatudo@city.hirakata.osaka.jp

市公式ホームページ : <http://www.city.hirakata.osaka.jp>

「4 補助内容」(募集要項2ページ)の具体例

①の例

事業費60万円 (うち補助対象経費60万円)、団体希望寄附額0円の場合
補助金交付額 30万円

費用

補助対象経費 60万円

収益

一般寄附・活動分野希望寄附からの補助金
30万円

団体の自己資金

補助対象経費の1/2(上限30万円)

事業費100万円 (うち補助対象経費100万円)、団体希望寄附額0円の場合
補助金交付額 30万円

費用

補助対象経費 100万円

収益

一般寄附・活動分野希望寄附からの補助金
30万円

法人の自己資金 70万円

補助対象経費の1/2(上限30万円)

②の例

事業費60万円 (うち補助対象経費60万円)、団体希望寄附額40万円の場合
補助金交付額 40万円

費用

補助対象経費 60万円

収益

団体希望寄附からの補助金 40万円

法人の自己資金 20万円

対象団体への団体寄附額(補助割合・上限なし)

③の例

事業費60万円 (うち補助対象経費60万円)、団体希望寄附額20万円
補助金交付額 30万円

費用

補助対象経費 60万円

収益

団体希望寄附からの補助金 20万円

補助対象経費から団体希望寄附を引いた額 40万円

10万

法人の自己資金 30万円

対象団体への団体寄附額

一般寄附・活動分野希望寄附からの補助金 10万円
補助対象経費のうち、団体希望寄附を引いた1/2
但し、一般・活動分野・団体の3種類を合計して上限30万円

年 月 日

枚方市長

団 体 名
主たる事務所 〒
の 所 在 地
代表者氏名
担当者氏名
TEL
連 絡 先 FAX
E-mail

枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

記

1. 補助対象事業の名称

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類

事業計画書

団 体 名	
事 業 名 称	
事業実施期間	(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 年 月 日 ～ 年 月 日
1. 目 的	(事業の目的を記載すること。また、どのような問題を解決するために実施しているかについても、記載すること)
2. 事業内容等	【①対象者】 【②実施場所】 【③事業内容】
3. 実施スケジュール	

4. 事業実施の体制	(事業を実施する際の人員体制や、賛同者からの協力について記載すること。)
5. 自立的・継続的に活動していくための工夫	
6. 申請事業に関して、これまで取り組んだ内容及び新たな取り組み	
7. 今後の取り組み予定	(賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記載すること。)
8. 事業のPR方法	
9. 申請事業に対する助成金や委託料の有無等	助成金等の有無 有 ・ 無 助成金等の名称 (内 容
10. その他 ※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など	

事業収支予算書

団体名：

補助対象事業の名称：	
------------	--

事業実施期間： 年 月～ 年 月

【収入の部】 (単位：円)

項 目 ※ 1	予算額	内容説明（積算根拠等）
枚方市補助金（一般・活動分野）（A）		補助金交付申請額（一般寄附・活動分野希望寄附）
枚方市補助金（団体） （B）		補助金交付申請額（団体希望寄附）
自己資金		
合 計 （C）		

【支出の部】 (単位：円)

項 目		予算額	内容説明（積算根拠等）
補助対象経費			
小 計 （E）			
補助対象外経費			
小 計			
合 計 （D）			

※ 1：事業に係る収入はすべて記入してください。
※ 2：収入の合計（C）＝支出の合計（D）となるように記入してください。
枚方市補助金枚方市補助金（一般・活動分野）（A）は 補助対象事業費（E）から枚方市補助金（団体希望寄附）（B）を差し引いた金額の1/2以内（千円未満切り捨て）として下さい。
ただし枚方市補助金（一般・活動分野）（A）と枚方市補助金（団体希望寄附）（B）を合わせて30万円を上限とします。

包括外部監査の結果について

1. 外部監査の概要

- テーマ：補助金等に係る財務事務の執行について
- 根拠：地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項に基づく包括外部監査
(裏面参照)
- 期間：令和 2 年 6 月 10 日から令和 2 年 12 月 24 日

2. 監査報告書の概要 (抜粋)

N P O活動応援基金補助事業補助金	
補助金利用の促進について【意見 17】	
○枚方市における N P O法人は 112 法人(令和 2 年 2 月末現在)あるが、令和元年度における本補助金の申請件数は 10 件である。 ○本補助金については、N P O法人から、補助金額が少額であることや申請書類の作成が負担である等の意見が出ているとのことである。 ○次年度の補助金の申請に先立って、前年度の 7 月中旬までに補助金申請の前提となる支援対象団体としての登録手続きが必要とされているが、手続きにあたって提出が必要とされている書類のうち、枚方市に既に提出されている書類（各年度の事業報告書等）については、改めて提出することを不要とするなど、法人の負担軽減を図り、より応募しやすい制度となるよう見直しを行うべきである。 ○見直しにあたっては、本補助金に応募していない N P O法人に対してアンケート調査を行うなど、N P O法人のニーズの把握に努め、利用者の立場に立った見直しが求められる。	

参考

地方自治法抜粋

(包括外部監査人の監査)

第二百五十二条の三十七 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

2 包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。

3 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に少なくとも一回以上第一項の規定による監査をしなければならない。

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。